

2月16日(木)から税の申告が始まります

申告期間 2月16日(木)～3月15日(木)

平成24年度市民税・都民税の申告は市役所へ

◆市民税課 ☎(042-460-9827・042-460-9828)

※申告期間は、窓口が大変込み合います。混雑の状況により受付を早く締め切る場合がありますのでご注意ください。※各会場へのご来場には公共交通機関をご利用ください。

■市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

場所	日程
田無庁舎(2階展示コーナー)	2月16日(木)～3月15日(木) ※2月17日(金)・24日(金)は、夜間窓口(午後6時～8時)も開設
保谷庁舎(防災センター6階)	3月1日(木)～3月15日(木)
受付時間 午前9時～午後4時(昨年と受付時間が変わっていますのでご注意ください)	

※土・日曜日を除く

■市でご相談およびお預かりできる所得税の確定申告書は次のとおりです

◎提出のみの方…内容がすべて記入済みの申告書

◎簡易な申告の方…給与所得者の還付申告や公的年金等の申告など

■市でご相談できない所得税の確定申告

①青色申告の方、収支内訳書ができていない事業所得の申告および不動産所得の申告

②土地、建物および株式などの売却による譲渡所得の申告

③初めて住宅ローン控除を受けられる方の申告

④平成22年分以前の過去の年分の申告

⑤雑損控除や災害減免の申告

⑥相続または贈与等に係る生命(損害)保険契約等に基づく年金所得の申告など

上記①～⑥に該当する方、そのほか特殊な申告については、東村山税務署にご相談ください。なお、ご相談せずに申告書を提出する場合のみ、上記の内容を問わずお預かりできます。

■申告の際、必要となるもの

①申告書、印鑑、筆記具、計算機

②源泉徴収票等、平成23年中(平成23年1月1日～12月31日)の収入金額のわかる書類

③下記の控除を受ける場合、

(A) 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料(保険年金課)、介護保険料(高齢者支援課)

(B) 国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、医療費控除、寄附金税額控除

Aの各控除を受ける場合は、平成23年中に支払った金額を計算してお越してください。領収書などの添付は不要です。金額が不明な場合は、各担当課へお問い合わせください。

Bの各控除を受ける場合は、平成23年中に支払った金額がわかる控除証明書などの添付が必要です。

④医療費控除の申告には領収書原本を添付し、あらかじめ合計額をご自身で計算して、お越してください。

⑤障害のある方は、障害者手帳または認定書

⑥還付申告の方は、申告者名義の銀行などの口座番号がわかるもの

※昨年確定申告をされた方は、その控えをお持ちいただくと相談などが速やかにできますので、お持ちください。

※源泉徴収票や領収書などの添付書類の写しが必要な方は、あらかじめコピーを取っておいてください。

■市民税・都民税申告用紙の配布場所

場所	日程
田無 4階市民税課	2月1日(水)～15日(水)
庁舎 2階申告会場	2月16日(木)～3月15日(木)
保谷 1階市民税となり臨時窓口	2月1日(水)～29日(水)
庁舎 防災センター6階申告会場	3月1日(木)～15日(木)
柳橋出張所・ひばりヶ丘駅前出張所	2月1日(水)～3月15日(木)

※土・日曜日・祝日を除く

※所得税の確定申告書も同窓口で配布しています。なお、所得税の確定申告書は市役所から郵送しませんので、直接窓口でお取りください。

※市で用意している所得税の確定申告書は数に限りがあります。市の窓口でお取りできなかった用紙については、税務署でお取りいただくか、電話で東村山税務署にお問い合わせください。

※所得税の確定申告書は、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。また用紙のダウンロードも可能です。

国税庁HP <http://www.nta.go.jp>

■市民税・都民税の申告が必要な方

◎平成24年1月1日現在、西東京市内に住所があり、平成23年中に所得のあった方

◎平成24年1月1日現在、西東京市外に住所があり、西東京市内に事務所・事業所・家屋敷などがある方

◎所得がない場合でも国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方

◎給与所得者で次に該当する方

①勤務先から西東京市に給与支払報告書の提出がなかった方

②地代・家賃・原稿料・年金など、給与所得以外の収入のあった方

※給与所得または公的年金等の所得だけの方で、勤務先などより西東京市へ支払報告書の提出のあった方でも、扶養親族や生命保険料などの控除が、支払報告書の内容から変更になる場合は申告が必要になります。

※所得税の確定申告書を税務署に提出される方は、市民税・都民税の申告の必要はありません。

■公的年金などの受給者の申告手続きが簡素化されました。

1年間(1月1日～12月31日)の公的年金等の収入金額が400万円以下で、そのほかの所得金額が20万円以下の方は、平成23年分から所得税の確定申告をする必要がなくなりました。ただし、所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です。

上記により確定申告が不要となった方でも、公的年金等以外の所得がある場合や「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除に変更や追加がある場合には、市民税・都民税の申告が必要です。

■所得のなかった方も申告を

平成23年中に所得のなかった方も、申告をすることにより、非課税証明書の発行、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定、老齢福祉年金等各種年金の支給、後期高齢者医療被保険者証の発行などの基礎資料になりますので、申告書裏面の「所得(収入)のなかった方」の記入欄の当てはまる箇所に記入し、提出してください。

■市民税・都民税のみの相談・申告の出張受付窓口

場所	日程
芝久保公民館	2月3日(金)
住吉会館ルピナス	2月6日(月)
下保谷福祉会館	2月7日(火)
新町福祉会館	2月8日(水)
柳沢公民館	2月9日(木)
ひばりが丘公民館	2月10日(金)
受付時間 午前9時30分～11時30分 午後1時～3時30分	
※午前9時までは会場に入れませんので、ご注意ください。	

所得税の還付申告は、2月15日以前でも税務署で受け付けています

平成23年分確定申告は税務署へ

◆東村山税務署(東村山市本町1-20-22・☎042-394-6811)

※各会場へのご来場には公共交通機関をご利用ください。

■申告と納税の期限

□所得税 2月16日(木)～3月15日(木)

□贈与税 2月1日(水)～3月15日(木)

□個人事業者の消費税・地方消費税

4月2日(月)

※期限内に納付されないと、延滞税がかかります。

■国税庁HPで確定申告書を作成可能!

国税庁HP <http://www.nta.go.jp>

■税理士による無料申告相談

場所	日程
防災センター6階	2月13日(月)～17日(金)
受付時間 午前9時30分～11時30分 午後1時30分～3時30分	

※混雑の状況により午前中で受付を締め切る場合がありますので、ご注意ください。

年金受給者の方や給与所得者の方の所得税、小規模納税者の方の所得税および消費税の申告相談や申告書の作成指導を無料で行いますので、お気軽にご利用ください。

作成した申告書は、会場で受付(お預かり)します。

※所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方は税務署にご相談ください。

※青色申告の方、土地・建物および株

式などの譲渡所得のある方および税理士に依頼している方はご遠慮ください。※源泉徴収票、筆記具、計算機、昨年の確定申告書の控えなどをご持参ください。

■日曜窓口開設

東村山税務署では、2月19日と26日の日曜日に限り、確定申告書作成のアドバイス、申告書の受け付けおよび用紙の配付を行います。

※電話での相談は行っていません。

受付時間：午前9時～午後5時

■パソコンによる確定申告センターをご利用ください

◎お住まいの場所にかかわらずご利用いただけます。

◎確定申告書など作成のアドバイス

◎確定申告書の受付(預かり)

場所	日程
「アクアプラザ」 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランド地下1階	2月1日(水)～3月15日(木) ※土曜・日曜・祝日を除く
受付時間 午前9時～午後5時	

※外部記録媒体(フロッピーディスクやUSBメモリ等)の使用はできません。

※土地・建物および株式などの売却による譲渡所得や贈与税の相談を除きます。

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

保険料・利用料は、所得税や市民税・都民税の控除対象です!

■社会保険料控除

◆国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料

申告額は平成23年中に支払った額(過年度分を含む)です。申告の際に領収書の添付は不要です。

◆保険年金課 ☎(042-460-9822)
…国民健康保険料

◆保険年金課 ☎(042-460-9823)
…後期高齢者医療保険料

◆高齢者支援課 ☎(042-438-4031)
…介護保険料

◆国民年金保険料

確定申告には、次のものが必要です。

①平成23年9月30日までに納付された方…11月上旬に送付済みの控除証明書と10月1日以降に納付した保険料の領収書

②10月1日～12月31日までの間に、平成23年に初めて保険料を納付された方…2月上旬に送付する控除証明書

☎ 控除証明書専用ダイヤル
(☎0570-070-117※3月15日(木)まで)

※IP電話・PHSからは(☎03-6700-1130)へ

武蔵野年金事務所
(☎0422-56-1411)

◆保険年金課 ☎(042-460-9825)

■医療費控除

◆介護保険サービス

平成23年中に支払った介護保険のサービスの利用者負担額が「医療費控除」の対象となる場合があります。なお、申告の際には医療費控除の対象金額が記載された領収書の添付が必要です。

控除対象などはお問い合わせを。

◆高齢者支援課 ☎(042-438-4030)

◆おむつ代

医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、過去におむつ代の医療費控除を受けたことがあり、要介護認定を受けている方は、介護保険主治医意見書内容確認書で代用できることもあります。

その場合、おむつの使用を証明する一定の要件を満たしている必要がありますので、あらかじめお問い合わせください。

◆高齢者支援課 ☎(042-438-4032)